

特 記 仕 様 書

業務番号 上農水(整委)第6号

事業名 県営四和ダム地区緊急浚渫推進事業

業務名 四和ダム緊急浚渫第3号委託

業務場所 十和田市大字米田 地内

履行期間 契約締結日の翌日 ~ 令和8年9月30日

測量・設計業務 特記仕様書

第1章 総 則

（適用範囲）

第1-1条 本業務は、「測量業務共通仕様書」、「農村整備設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、及び青森県農村整備課制定の「青森県農業農村整備事業設計業務マニュアル」（以下「マニュアル」という。）によるほか、この特記仕様書によるものとする。

（目的）

第1-2条 この業務は、県営四和ダム地区緊急浚渫推進事業で実施する、四和ダム池敷浚渫のため、浚渫土を搬入する土地の測量及び浚渫土搬入の実施設計を行うものである。

（業務場所）

第1-3条 業務場所は、十和田市大字米田地内で、別添位置図に示すとおりである。

（業務概要）

第1-4条 業務の概要は、「別表1」に示すとおりである。

（管理技術者）

第1-5条 管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木、農業農村工学）、博士（農学）、農業土木技術管理士及びR C C M（農業土木部門）のいずれかの資格を有する技術者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であること。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。

第2章 測量業務

（基本条件）

第2-1条 測量成果は、実施設計及び工事に資する基礎であることを十分認識のうえ、線形及び杭の位置（断面変化点には必ず設置する。）は、管理技術者が現地で選定するものとする。

（測量業務内容）

第2-2条 測量業務の内容は、「別表3-1」及び別添「積算数量表」のとおりである。

（障害物の伐採）

第2-3条 本業務実施のために伐採が必要な場合、支障木等に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、調査職員の指示を受けないで伐採したもの又は不注意により伐採したものの補償は、受注者の責任において処理する。

(測量業務の留意点)

第2-4条 測量業務の実施に当たり特に留意する点は、次のとおりである。

- 1 杭の規格は、測量作業規程に基づき設置する。

第3章 設計業務

(適用する技術基準等)

第3-1条 本業務においては、農林水産省農村振興局策定「土地改良施設管理基準 - ダム編 - 」を適用する。

(設計条件)

第3-2条 設計業務における基本条件是、「別表2」に示すとおりである。

(設計業務内容)

第3-3条 設計業務の内容は、「別表3-2」及び別添「積算数量表」のとおりである。

(設計業務の留意点)

第3-4条 設計業務の実施に当たり留意する点は、次のとおりである。

- 1 設計に当たっては、測量の結果を十分把握して行うものとする。
- 2 設計に当たって使用した理論、公式、文献等及びページは、報告書に明示するものとする。
- 3 計算過程は省略してはならない。
- 4 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図に記入するものとする。
- 5 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について、事前に調査職員へ説明するものとする。
- 6 設計にあたり関係機関との協議を有する場合は、原則として業務期間内に予備協議を終え、設計に反映させるものとする。
- 7 数量計算は、「土地改良工事数量算出要領(案)」により行うものとし、算出した結果は「工事工種の体系化」に基づき、工種別、区間別に取りまとめるものとする。なお、算出要領(案)及び工事工種の体系化は、農林水産省ホームページからダウンロードできる。

(照査技術者)(本業務においては不要である)

~~第3-5条 1 本業務においては、契約書に規定する照査技術者を配置しなければならない。~~

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術主	総合技術監理 農業	農業—農業農村工学 農業主本または農業農村工学

シビルコンサルティングマ ネージャー	農業士本	
博士	農学	

- ~~2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（農林水産省制定。農林水産省ホームページからダウンロードできる。以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。~~
- ~~3 「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、報告書に含めて提出するものとする。~~
- ~~4 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。~~

第4章 参考図書・貸与品・打合せ・成果物

（参考図書）

第4-1条 設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第1201条によるものとする。

（貸与品等）

第4-2条 貸与品は、「別表4」に示すとおりである。貸与後は必要部分をコピーするなどし、速やかに返却すること。

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第4-3条 前2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料の記載事項で、相互に矛盾がある場合や解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議する。
- 2 参考図書は設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改定された場合には、調査職員と協議する。
- 3 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか、完成検査時まで返却しなければならない。

（打合せ）

第4-4条 打合せ時期及び回数等は、「別表5」に示すとおりであり、打合せ簿はその都度取り交わすものとする。

（成果物）

第4-5条 提出すべき成果物は、「別表6」に示すとおりである。

（成果物の装丁等）

第4-6条 成果物の装丁等は、下記によるものとする。

- 1 業務報告書はできるだけ分冊を避けること。
- 2 装丁等の詳細は、「マニュアル」の第1節設計業務報告書によるものとし、必要に応じて工種・路線名を明記すること。

- 3 受注者は、「青森県電子納品運用ガイドライン」に基づいて作成した電子データにより、成果品を提出するものとする。なお、ガイドラインで特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。
- 4 提出先は、青森県上北農林水産事務所 農村整備庁舎(十和田市西二番町10 - 21)とする。

第5章 その他

(電子納品業務)

第5 - 1条 本業務は、電子納品業務であり、下記によるものとする。

- 1 電子納品対象は、報告書、数量計算書等、図面、現場写真とし、作成要領は国土交通省が定める「工事完成図書の電子納品要領(案)」、「デジタル写真管理情報基準(案)」、「CAD製図基準(案)」によるほか、「青森県電子納品運用ガイドライン」による。
- 2 成果品の電子媒体は、正・副それぞれに同様のものを添付すること。
- 3 国土交通省が定める電子納品に関する要領・基準は、国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページよりダウンロードできる。
- 4 「青森県電子納品運用ガイドライン」は整備企画課ホームページの「CALS/EC」のページよりダウンロードできる。

(積算内訳書)

第5 - 2条 積算内訳書は、別添「積算数量表」に基づき作成すること。なお積算に当たっては「積算参考資料」を参照のこと。

- 1 積算における歩掛等の個別補正内容は「別表3 - 1」及び「別表3 - 2」に示すとおりである。

別表 1 業務概要

項 目	内 容
測量業務	基準点測量、中心線測量、縦断測量、横断測量、現地測量、用地測量
設計業務	浚渫実施設計（土捨場）

別表 2 設計条件

項 目	内 容
四和ダムの概要	・ 堤高 22.80m ・ 堤長 121.17m ・ 形式：ゾーン型アースダム ・ 湛水面積：20.99ha ・ 総貯水量：825.0千m3
主要工事計画	ダム池敷の浚渫
その他の条件等	関係法令に留意して、浚渫土搬入場所における盛土の形状を決定し、搬入可能な土量を算出する。

別表 3 - 1 測量業務内容

作 業 項 目	数 量	内 容	補正内容
1. 基準点測量		耕地・丘陵地	
3 級基準点測量	2 点		個別補正なし
4 級基準点測量	6 点		〃
2. 路線測量		耕地・丘陵地	
作業計画	1 業務		
現地踏査	0.14km		個別補正なし
中心線測量	0.14km	測点間隔20m	〃
縦断測量	0.14km		〃
横断測量	0.14km	間隔20m、平均幅75～95m	〃
3. 地形測量			
現地測量	0.011km2		
4. 用地測量			
地積測量図等転写	1.1ha		

別表3 - 2 設計業務内容（浚渫実施設計（土捨場））

作業項目		数量	補正内容
「農林水産省土地改良工事積算基準 （調査・測量・設計）令和7年度」 【実施設計 フィルダム 施工計画・仮設備】準用 （以下に記載の節目を計上している）		一式	・ 前段設計補正なし：1.00 ・ 堤高補正 堤高30m未満：0.85
5 仮設備の設計（図面作成等）			
5-8	土捨場の検討	一式	個別補正なし

別表4 貸与品

貸与資料名	部数	備考
過年度の堆砂測量業務報告書	1部	

別表5 打合せ

業務	作業段階	回数	内容
測量・ 設計 各一式	業務着手前	1回	・ 業務基本的事項及び業務計画、測量及び設計方針の概略について打合せする。 ・ 管理技術者が同席すること。
	中間打合せ	1回	・ 細部条件、構造細目等について打合せする。
	報告書原稿作成段階	1回	・ 成果物全体の取りまとめ方について打合せする。 ・ 管理技術者が同席すること。

別表6 成果物

成果物名	内容	規格	部数
業務報告書	測量成果、設計計算書、設計説明書、設計資料、数量計算書 他	A4判	2部
図面	計画平面・縦断図、横断図 他 装丁については打合せのうえ決定する。	A3判	2部
電子媒体	業務報告書及び図面データ	CD-R 又は DVD-R	2部
装丁はチューブファイル等とする。 図面はP21形式でも収録のこと。（マイラー原図(ポリエステルフィルム)は不要） 業務報告書は可能な限りMicrosoft Word・Excel形式で作成し、電子データは各形式及びPDF両方を収録すること。			